

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名：理水化学株式会社（法人番号 4120001071999）

業者の住所：大阪府大阪市北区南森町 1－4－10 理水ビル

2 指名停止措置期間：令和 6 年 9 月 25 日から同年 12 月 24 日まで（3 か月）

3 指名停止措置の範囲：熊本防衛支局管轄区域（熊本県、宮崎県及び鹿児島県）

4 事実概要：理水化学株式会社は、当支局発注の「喜界島（6）宿舎給水設備整備等土木その他工事」の入札において、落札決定後に契約を辞退し、国の業務執行を停滞させた。

5 指名停止措置理由：上記については、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 15 号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

指名停止措置要領付表第 2

措 置 要 領	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 付表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内